

1

(配点 : 80点)

以下の事例を読んで、各「設問」に答えなさい。

1 Aは、2021年4月、自己所有の甲土地に、1階部分をテナントとする地上3階建ての賃貸用アパート（以下、「乙建物」という）の建築をB建設会社に依頼した。建築請負代金は、1億円とし、契約時に3000万円を支払い、完成後に残額7000万円を支払うことで合意した。Aはこの合意に基づき、契約時に3000万円をBに支払った。

2 Bは、同年12月に、乙建物の建築を完了し、これをAに引き渡した。Aは引渡しを受けた翌日に、7000万円をBに支払った。

3 Aは、2022年1月から乙建物のテナントおよび居室の賃貸を開始した。乙建物のテナント部分については、同年2月から、Cとの間で賃貸借契約が締結され、Cは、以降、ハンバーガーショップを営んでいる。また、2・3階の居室についても、同月にはすべて入居者が決定した。

4 乙建物の引渡しから4年後、震度3の地震が発生したところ、乙建物全体が西側に傾いた。

5 これに驚いたAがBに連絡し、原因を調査させたところ、基礎工事に重大な手抜きがあり、建築基準法所定の耐震基準を満たしていないことが判明した。また、乙建物は、倒壊の危険性があることから、居住等の用に供することができないとのことであった。

6 AはBに対して、乙建物の傾きを戻し、基礎などを補強する工事ができるのか尋ねたところ、Bは、可能ではあるがその場合は1億円ほど費用がかかると回答した。

〔設問1〕

1～6に加えて、下記7の事実があった。

7 乙建物は倒壊の危険性があるため居住等に耐えないことから、Aは、居住者との賃貸借契約を解除し、退去費用として、引越し費用および1か月分の仮住まい費用を支払った。

1～7を前提として、A・B間の法律関係を論じなさい。

〔設問2〕

1～6に加えて、下記8の事実があった。

8 地震発生当時、Cは、乙建物のテナント部分のハンバーガーショップで仕込み作業をしていたところ、地震によって天井パネルが落下してきて、両手を負傷した。Cが病院で診察を受けたところ、全治1か月の重症であり、1か月の間は両手を使った作業ができないことが判明した。

1～6および8を前提とした場合、Cは誰に対してどのような法的主張をすることができるか。

2

(配点 : 80点)

以下の事例における X、Y の罪責について論じなさい。なお、建造物侵入罪の成否については論じなくてよい。

- 1 大学受験浪人中であった X は、今年度こそ J 大学に合格したいと思っていたので、他大学の学生であった兄の Y に対して、「自分の代わりに入試を受けてくれ。顔も似ているから分からないだろう」と依頼した。Y は最初渋っていたものの、熱心に説得され、また、このまま弟が浪人し続けて家の中で関わり合いになるのも面倒だと思ったため、結局これを承諾するに至った。Y は、その年度の J 大学法学部の入学試験当日、X が出願手続きをして取得した受験票を提示して構内に入り、試験を受験して、各受験科目につき「X」名義の入学試験答案を作成し、提出した。これらの点は J 大学側に発覚することなく、後日 X は合格通知を受けるに至った。
- 2 J 大学では教務係において新入生の連絡先名簿として保管するため、入学予定者に氏名、現住所、生年月日、電話番号などのほか、保護者等の身元を保証する者の氏名、住所等について記載させ、提出させることになっていた。X は上記書類の作成、提出が必要となった際に、自身に代わって Y が入学試験を受験した事実が発覚することをおそれ、学生本人の顔写真を貼り付けることとされている欄に、上記受験の頃の時期に撮影された Y の顔写真を Y に無断で貼付し、これを教務係宛てに郵送して提出した。提出された書類は、以上の点を除けば、氏名、住所、生年月日など、すべて X の身上と一致する真正な内容を記載したものであった。
- 3 さらに後日、X は大学近辺の居酒屋 A でフロアの接客を担当するアルバイトをしたいと思い、A の採用担当者宛てに履歴書を作成して提出する際に、少しでも印象を良くしようと考えて、いずれも実際とはまったく異なるのに、①「その他記載事項」の欄において、J 大学法学部の入学試験に「突出して優秀な成績で合格した」旨を記載したほか、②「趣味・特技」の記入欄に「英会話が得意で、美術・絵画鑑賞、スキー、テニスを好む」旨を、③「性格・人柄」の記入欄に「明朗・快活、思いやりがある。人に頼まれると嫌とはいえない性格である」旨を、それぞれ記入して、これを郵送により提出した。提出された履歴書は、以上の点を除けば、氏名、住所、生年月日など、すべて X の身上と一致する真正な内容を記載したものであった。

1

（配点：80点）

Y市のA地区は、B国出身者が多数集まって居住している地域である。もともとB国では、国民のほとんどがC宗教の厳格な信者であり、その教義にもとづいて、朝晩欠かさず神に祈りをささげている。このため、A地区の住民の多くがC宗教の厳格な信者であるが、B国出身者がさらに増えたことから、集団で祈りをささげる宗教施設が手狭になった。そこで、A地区の住民で構成されるA地区会の会長は、Y市内の他の地区にみられるような集会所をA地区にも建設することができないか、Y市に相談した。

ちょうどその頃、Y市は、A地区にあるY市の所有地に、ごみ処理焼却施設の建設を計画していたが、A地区の住民による激しい反対運動が起きた。Y市は、A地区の住民との協議をスムーズに進めたいと考えていた。その一助とすべく、Y市は、A地区にある別の市有地に、A地区の住民の親睦を深めることを目的として集会所を建設し、集会所およびその敷地を、A地区会に無償で使用させることにした。

集会所が完成するとすぐに、A地区の住民らによって、集会所の玄関にC宗教独特の装飾が施され、大広間にはC宗教の祭壇が設置されて、朝晩欠かさず神に祈りがささげられた。集会所前の公道からは、「Y市立A地区集会所」の看板とともに、宗教的装飾が施された玄関が見られるほか、大広間でささげられる祈りの声を聞くことができた。そのため、集会所が宗教施設として使用されている事実が、市民の間に広く知れ渡ることとなった。これに対し、Y市は何ら対応しなかった。

Y市の他の地区の住民Xは、宗教施設として使用されている集会所およびその敷地を無償で提供していることが、違法に財産の管理を怠るものであるとして、地方自治法にもとづき住民訴訟を提起した。

【設問】

上記事案に含まれる憲法上の問題について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

1

(配点 : 40点)

1. 甲会社は不動産の賃貸業を営む取締役会設置会社でない株式会社である。甲会社は、千代田区内に共同住宅Pを所有しており、その賃料(年1500万円程度である)が収入のすべてを占めていた。甲会社の資産としてはPのほか、預貯金2000万円があり、それ以外に見るべき資産はない。甲会社の株主は、A及びその妻B、Aの妹Cの3名であり、持株割合はそれぞれ、30パーセント、30パーセント、40パーセントである。また、甲会社の唯一の取締役はBであった。

2. Bは令和3年8月1日、A・Cに電話で、同月3日午後1時より千代田区内所在の会議室Qにて甲会社の臨時株主総会(本件総会)を開催することを告げた。CはBから一方的に呼びつけられたようで不快に感じ、また、同月3日には別の予定が入っていたため、総会の開催日時を変更するようBに求めたが、Bはこれを拒絶した。このため、Cはやむを得ずCの夫であるDを代理人として出席させることにした。

3. 本件総会は、A、B、及びCの代理人Dが出席し、予定通り開催された。本件総会において、Bは、①Aを甲会社の取締役に選任する、②取締役を退任するBに対し退職慰労金として金2000万円を支払う、③Pを乙会社(A・Bの長男Eが代表者である)に2億円で売却する旨の議案を上程した。これらの各議案いずれについても採決がなされ、A・Bは賛成の意思を表明し、Cの代理人Dは反対の意思を表明したため、議長を務めていたBは①②③が賛成多数により可決された旨を宣した(それぞれ、本件決議①、本件決議②、本件決議③とする)。

4. これに対して、同年8月5日、Cは本件決議①、本件決議②、本件決議③の各決議(本件各決議)の取消しを求めて訴え(本件訴え)を提起した。

(設問1) 本件訴えにおいて、Cは本件総会が会社法の規定に違反して開催されたものであること(「本件手続上の瑕疵」とする)を本件各決議の取消の理由として主張している。Cの主張は具体的にはどのようなものであると考えられるか。また、その当否を論じなさい。

(設問2) 本件決議②の取消の理由として、本件手続上の瑕疵のほかどのようなものが考えられるか。また、その当否を論じなさい。なお、甲会社には取締役の退職慰労金に関する内規はなく、これまで甲会社において取締役に退職慰労金が支払われたこともなかったものとする。

(設問3) 本件決議③の取消の理由として、本件手続上の瑕疵のほかどのようなものが考えられるか。また、その当否を論じなさい。なお、Pの売却価格である2億円は周辺の不動産相場に照らして適正なものであるとする。

(設問4) Cは令和3年12月1日に、本件手続上の瑕疵にかかる主張に加えて、新たに、設問2で論じた決議取消の理由(「本件事由」とする)を本件決議②の取消の理由として主張することを考えるに至った。Cはこのような主張をすることができるか、論じなさい。

1

(配点 : 40点)

問 以下の問題文を読んで、〔設問〕に答えなさい。各〔設問〕は独立の問題である。

Xは所有する甲建物を、期間を定めずにYに賃貸し、Yは甲建物を店舗兼自宅として利用していた。Xは息子が起業するのを機に、甲建物を息子に使わせようと考え、Yに賃貸借契約の解約を申し入れた。そして契約終了までの法定期間が経過後もYが明渡しを拒んだため、契約はすでに終了したとして、Yに対して甲建物の明渡しを求める訴えを提起した。裁判所の審理においては、当初より正当事由(借地借家法28条)の有無が争点となったが、Xは、第2回口頭弁論期日において、正当事由を補完するためとして200万円の立退料の支払を申し出た。

〔設問1〕

この訴訟において、裁判所は、300万円の立退料と引換えに、甲建物の明渡しを命ずることができるか。処分権主義と弁論主義の双方の観点から論じなさい。

〔設問2〕

裁判所は、「被告は、原告に対し、200万円の立退料と引換えに、甲建物を明け渡せ。」との判決(前訴判決)をし、その判決は確定した。Yはやむを得ずこの判決を受け入れ、立退料を受領できることを前提に明渡しの準備を進めていたが、前訴判決の確定後息子の起業計画が中止されたことから、Xは、甲建物の明渡しを求める熱意がなくなったことが分かった。そこで、Yは訴えを提起して、Xに対し、前訴判決主文に記載された立退料200万円の支払いを求めた(後訴)。この後訴において、前訴判決の既判力その他の判決効が及ぶか。

以上

1

(配点 : 40点)

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

- 1 司法警察職員Kらは、鋭利な刃物で何方所も刺されたVが発見されて間もなく死亡したという通報を受けたため、殺人の被疑事件 (以下では「本件」という) として捜査を開始した。瀕死の状態にあったVの発見の直前に現場から逃げ去った男 (以下では「逃走者」という) が本件の犯人であることは、逃走者を目撃した複数の通行人 (以下では「目撃者」という) の供述に照らして明白であった。
- 2 Kらは、Vの隣人である男性のXが本件の犯人であるという嫌疑を抱いた。また、Xの遊び仲間に対する聞き込みなどを経て、XとVとの間で生じていた金銭トラブルの事実や、本件の前日にXとVが激しく口論していたという事実も明らかになった。しかしながら、逃走者がXであるということを示す情報は得られなかった。
- 3 Kらは、Xの容ぼうを目撃者に見せればXが本件の犯人なのか否かについての情報も得られるものと考えたため、Xをカメラで撮影することに決めた。
- 4 Kは、他の司法警察職員とともに、Xの自宅の真向かいにある公園の一角に待機して、そこからXの自宅を監視した。そして、Kは、①Xの自宅の玄関から公道に出てきたXに家庭用のデジタルカメラを向けて、ズームアップしたうえで、Xの容ぼう・姿態をひそかに撮影した。Kは、この撮影を計8回にわたっておこなって、合計80枚の画像を得た。
また、Kは、公営のプールに入場するXの後を追って入場したのちに、②水着姿でプールサイドのリクライニングチェアに横たわるXの脇からXに家庭用のビデオカメラを向けて、Xの容ぼう・姿態をひそかに計30分にわたって撮影した。なお、Kは、この撮影の実施についてプールの管理者に事前に了解を得たうえで、自身も遊泳客を装って入場していた。

【設問】

下線部①の行為および下線部②の行為の適法性について、それぞれ、具体的事実を挙げて論じなさい。

以上